

議案第 15 号

数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり数河辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいので議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

数河辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するもの

総合整備計画書

岐阜県飛騨市 数河辺地
(辺地の人口148人 面積13.2km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 飛騨市古川町数河
- (2) 地域の中心の位置 飛騨市古川町数河字道下1890番1
- (3) 辺地度数 118点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

数河辺地は、本市の中央部に位置し、標高900m前後の高原地帯に形成された集落である。

一帯の広大な山林は奥飛騨数河川流域県立自然公園に指定され、県内最大規模の低層湿原「池ヶ原湿原」をはじめとする自然体験エリアとして重要な地域資源となっていることから、同エリアへ至る林道の整備により、アクセスの改善と地域活性化を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
林道	飛騨市		53,000	26,500	26,500	26,500
合 計			53,000	26,500	26,500	26,500

(注) () は全体事業費

当初計画策定 令和 年 月 日

第1次変更計画策定 令和 年 月 日

第2次当初計画策定 令和 年 月 日